

# 保育料無償化 よくある質問



- Q. 所得制限はありますか。  
A. 保育料に関しては所得制限はありません。  
副食費は年収 360 万円未満相当の世帯及び全所得階層の小学校3年生から数えて第3子が無償化となります。  
預かり保育料は所得に関係なく、保育の必要性がある園児が無償化となります。  
※満3歳児（4年保育）は保育の必要性があっても住民税課税世帯の場合対象となりません。

- Q. 幼稚園で必要な費用が全て無料ですか。  
A. 「保育料」は全員対象です。  
※住吉清水学園では無料となります。  
「預かり保育料(ホームルーム代)」「副食費」は対象者のみ無償化となります。(一旦、お支払いいただきます。※支給上限あり  
その他、制服代・教材費・保険料・行事費・冷暖房費  
給食費・教育活動費・PTA 会費・アルバム代等は  
無償化対象外となります。

- Q. 父親が就労、母親は専業主婦です。新2号認定されますか。  
A. いいえ、両親ともに保育の必要性が必要です。  
例) ・両親ともに就労  
・父親が就労、母親が出産前後である  
・父親が就労、母親が求職活動中(逆の場合も)  
※求職活動は3か月有効です。

- Q. 少しでも働いていたら新2号認定されますか。  
A. 就労による新2号認定は勤務時間数に制限があります。  
大阪市は1か月48時間以上、  
堺市は1か月64時間以上勤務されていることが確認できない場合、認定されません。  
また、大阪市の場合育児休業中は認定されません。

- Q. 住所が市外です。大阪市の幼稚園に入園しても保育料無償化となりますか。  
A. はい、保育料無償化となります。  
お住まいの(住民票がある)市町村で手続きをしていただくこととなります。  
手続きの時期は各市町村により異なりますので個別に対応させていただきます。

- Q. 新2号認定の場合預かり保育料の引き落とし額から1日450円引かれますか。  
A. いいえ、預かり保育料は一旦全額園にお支払いいただきます。  
大阪市は3か月ごと、堺市は6か月ごとに園を通じて請求していただきます。

★ その他ご不明な点があればお気軽にお尋ねください。 ★